

鶴ヶ島市監査委員告示第5号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき、監査を実施したので同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和7年2月18日

鶴ヶ島市監査委員 瀧 嶋 邦 夫

鶴ヶ島市監査委員 高 橋 剣 二

1 監査基準に準拠している旨

監査委員は、鶴ヶ島市監査基準（令和2年鶴ヶ島市監査委員告示第6号）に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

行政監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定による監査）及び定例監査（同法同条第4項の規定による監査）

3 監査の対象

- （1）鶴ヶ島市立新町小学校
- （2）鶴ヶ島市立富士見中学校

4 監査の着眼点

令和6年度（4月から12月まで）の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行が法令に準拠し、適正かつ効率的に行われているか否かに主眼をおいた。

5 監査の主な実施内容

抽出により提出された監査資料を精査するとともに、所属長、関係職員から説明を聴取して監査を行った。

6 監査の実施場所及び日程

実施場所：監査対象各学校

日程：令和7年2月6日

7 監査の結果

1 から 6 までの記載事項のとおり監査を行った結果は、次のとおりである。

今後も監査結果を踏まえ、良い点は引き続き継続し、改善すべき点は改善し、市民福祉の増進と地方自治の本旨の実現を図られるよう、適正かつ効率的な事務の執行に努められたい。

(1) 鶴ヶ島市立新町小学校

ア 学校の概要

(ア) 学校教育目標

かがやく自分へチャレンジ

(イ) 目指す学校像

一人一人が輝き、笑顔と確かな学びにあふれる学校

(ウ) 教職員数及び児童数（令和6年度学校基本調査）

教職員30人、児童400人

イ 評価・意見・要望

(ア) 歳入歳出予算の執行

概ね適正に執行されているものと認められた。

(イ) 契約事務

適正に執行されているものと認められた。

(ウ) 現金等の取扱い

適正に管理されているものと認められた。

(エ) 備品等の財産管理

適正に執行されているものと認められた。

(オ) 文書の処理及び管理

適正に執行されているものと認められた。

(カ) 意見

消耗品の購入において、短期の支払い遅延があった。今後は適正な事務執行に努められたい。

(2) 鶴ヶ島市立富士見中学校

ア 学校の概要

(ア) 学校教育目標

心を磨き 本気で学び たくましく

(イ) 目指す学校像

感動と笑顔あふれる富士見中学校

感動体験が生徒を成長させる。笑顔は生徒や教職員の最大の魅力

(ウ) 教職員数及び児童数（令和6年度学校基本調査）

教職員 25人、生徒 242人

イ 評価・意見・要望

(ア) 歳入歳出予算の執行

適正に執行されているものと認められた。

(イ) 契約事務

適正に執行されているものと認められた。

(ウ) 現金等の取扱い

適正に管理されているものと認められた。

(エ) 備品等の財産管理

適正に執行されているものと認められた。

(オ) 文書の処理及び管理

適正に執行されているものと認められた。